



# 島根県報

令和元年6月28日(金)

号外第19号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【選管告示】

|   |   |
|---|---|
| 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日    | 2 |
| 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数 | 2 |
| 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙時登録の基準日                   | 2 |

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第 2 号**

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 5 項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和元年 6 月 28 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

令和元年 7 月 4 日

---

**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第 3 号**

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和元年 6 月 28 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

区画の数 6

---

**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第 4 号**

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 3 項に規定する選挙時登録の基準日を令和元年 7 月 3 日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第 2 項の規定により告示する。

令和元年 6 月 28 日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

---